

和紙原料の生産状況等について

令和8年7月

農林水産省

こうぞの生産量の推移

年度	経営 体数	面積 (ha)		生産量 (t)	主産県
		栽培	収穫		
平成27年度	274	21	21	22	茨城県、高知県、新潟県
平成28年度	239	37	40	30	茨城県、高知県、新潟県
平成29年度	216	16	16	34	高知県、茨城県、新潟県
平成30年度	236	26	26	38	高知県、新潟県、茨城県
令和元年度	233	28	23	36	高知県、茨城県、新潟県
令和2年度	270	29	24	36	高知県、茨城県、岐阜県
令和3年度	217	28	22	39	高知県、茨城県、新潟県
令和4年度	242	33	29	40	高知県、茨城県、新潟県
令和5年度	239	34	31	40	茨城県、新潟県、高知県
令和6年度	195	33	30	45	茨城県、新潟県、京都府

※ 生産量は、黒皮換算計＝黒皮生産量＋（白皮生産量／0.47）

資料：（公財）日本特産農産物協会「薬用作物及び和紙原料に関する資料」（平成28年度以前）、
「地域特産作物に関する資料」（平成29年度以降）

注：本データは、調査に協力を得られた都道府県からの回答を基に作成しており、
全ての都道府県の集計ではない。

【こうぞ】

こうぞは、クワ科カジノキ属の落葉低木で、カジノキとヒメコウゾの雑種と言われている。樹高は通常6～7mに達するが、毎年刈り取ることから2～3m程度である。なお、利用部位は枝であり、鞣皮部の繊維を剥いで紙料とする。

主産地は、茨城県、高知県、島根県など。

こうぞの繊維は、パルプ等の繊維に比べると長くて強いので手漉き和紙の原料として使われる。



【こうぞ】

2 みつまたの生産状況

みつまたの生産量の推移

年度	経営 体数	面積 (ha)		生産量 (t)	主産県
		栽培	収穫		
平成27年度	59	41	8	19	岡山県、島根県、徳島県
平成28年度	177	48	46	29	徳島県、岡山県、島根県
平成29年度	116	42	41	21	徳島県、岡山県、山口県
平成30年度	107	42	42	43	兵庫県、徳島県、岡山県
令和元年度	94	40	7	24	兵庫県、徳島県、岡山県 島根県、山口県
令和2年度	103	41	7	20	兵庫県、徳島県、岡山県 島根県、山口県
令和3年度	62	41	39	12	兵庫県、徳島県、山口県
令和4年度	112	57	55	28	兵庫県、岡山県、徳島県
令和5年度	100	35	33	2	徳島県、京都府、島根県
令和6年度	90	36	35	13	岡山県、徳島県、高知県

※ 生産量は、黒皮換算計＝黒皮生産量＋(白皮生産量／0.40)

資料：(公財)日本特産農産物協会「薬用作物及び和紙原料に関する資料」(平成28年度以前)、
「地域特産作物に関する資料」(平成29年度以降)

注：本データは、調査に協力を得られた都道府県からの回答を基に作成しており、
全ての都道府県の集計ではない。

注：生産量には林地で栽培されたものの生産量を含む。

【みつまた】

みつまた(三桠)は、ヒマラヤ地方原産のジンチョウゲ科ミツマタ属の落葉低木で、放置すると3m以上になるが、栽培園では2m程度で、枝が規則正しく三叉することから、「みつまた」と名付けられた。和紙原料として使用する部位は幹であり、鞣皮部の繊維を剥いで使用とする。

主産地は、岡山県など。

みつまたの繊維は、こうぞと比べて色が白く、なめらかで光沢があることから、平滑な紙の原料として用いられ、紙幣用紙としても使われている。



〔みつまたの花〕

とろろあおいの生産量の推移

年度	経営 体数	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	主産県
平成27年度	39	6	18	茨城県、長野県、島根県
平成28年度	46	6	19	茨城県、埼玉県、島根県
平成29年度	37	2	19	茨城県、長野県、埼玉県
平成30年度	45	2	15	茨城県、埼玉県、長野県
令和元年度	37	3	19	茨城県、埼玉県、長野県
令和2年度	40	2	19	茨城県、埼玉県、長野県
令和3年度	36	2	14	茨城県、埼玉県、長野県
令和4年度	39	2	13	茨城県、埼玉県、新潟県
令和5年度	43	2	12	茨城県、埼玉県、新潟県
令和6年度	35	1.7	12	埼玉県、茨城県、新潟県

資料：（公財）日本特産農産物協会「薬用作物及び和紙原料に関する資料」（平成28年度以前）、
「地域特産作物に関する資料」（平成29年度以降）
注本データは、調査に協力を得られた都道府県からの回答を基に作成しており、
全ての都道府県の集計ではない。

【とろろあおい】

とろろあおいは、中国原産のアオイ科の1年生草本で、葉は大きく5～9片に深く裂け、葉柄は長く互生する。

根の粘液を手漉き和紙の糊料として使用する。

主産地は、埼玉県、茨城県など各地。

（公財）日本特産農産物協会が地域特産物の栽培・加工等に卓越した技術を持つ方を認定・登録する地域特産物マイスターに、茨城県の生産者を登録。視察受け入れや栽培指導等を行っている。



〔とろろあおいの花〕



〔とろろあおいの根〕

【ノリウツギ】

ノリウツギは、日本全国に自生するユキノシタ科アジサイ属の落葉低木で、樹高は2～3m。陽樹で、肥沃地を好むが、土地は選ばない。

樹皮を手漉き和紙の糊料として使用するが、栽培は困難であり、自生のノリウツギを採取して使用するのが一般的。



〔ノリウツギ〕

(福井県和紙工業協同組合HPより)

【ガンピ】

ガンピ(雁皮)は、本州の静岡県以西に分布するジンチョウゲ科ガンピ属の落葉低木で、高さは数m程度であるが、栽培は困難で自生のものを採取して使用する。

ガンピの繊維は、きわめて細く、固有の光沢を持ち、美しいと評されている。



〔ガンピ〕

(福井県和紙工業協同組合HPより)

(1) 全国におけるノリウツギの植生状況等

- ・ 国内では北海道、本州、四国、九州の冷温帯の森林等に分布するが、近年、シカの食害等により大きく減少。
- ・ 絶滅危惧種に設定されている県もあり、現在では群生状に生育している箇所は極めて少ない状況。
- ・ かつては山村地域の収入源として、農業や林業の傍らに自生するノリウツギを採取して販売していたが、後継者不足や資源の減少などにより全国的に採取者は少なくなり、確認も難しい状況。

(2) 手すき和紙産地におけるノリウツギの利用状況

- ・ 福井、奈良、兵庫、愛媛で製造される手すき和紙については、補助原料としてノリウツギの樹皮を使用。
- ・ 近辺にあるものよりも糊の品質が良いことから、一部の地域においては北海道の森林組合に依頼し、ノリウツギを調達している事例がある。

6 和紙原料の生産支援

(1) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業【農産局】

コウゾやミツマタの新植及び改植、実証ほの設置等による生産体制の確立、省力化・低コスト化のための農業機械等の改良等を支援

※「別紙1」 参照

(2) 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業・木材産業循環成長対策【林野庁】

特用林産振興施設等の整備(生産基盤整備(栽培地造成等))を支援

※「別紙2」 参照

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（工芸作物支援関係）

【令和8年度予算概算決定額 1,150（前年度1,150）百万円の内数】

<対策のポイント>

桑や和紙原料、繊維作物等の工芸作物の生産拡大に資する**永年性作物の改植や新植、実証ほの設置、機械の改良やリース導入、関連設備の改修、栽培マニュアルの作成**等による生産体制の強化、新用途需要に対応す体制構築を支援します。

<事業目標>

工芸作物の生産体制の強化により、産地の維持・発展を図るとともに、新たな産地育成を促す

<事業の内容>

1. 全国的な支援体制の整備

工芸作物の生産性の向上や高品質化の取組等を促進させるため、全国組織等による**技術アドバイザーの派遣や需要拡大**等の取組を支援します。

2. 地域における取組の支援

工芸作物の産地が抱える課題を解決し、産地の維持・発展、更には新たな産地育成を促すため、以下の取組を支援します。

- ① 蚕の育成に必要な桑、和紙の原料となるこうぞやみつまた、ビールの原料となるホップの**改植や新植（15万円/10a）**
 - ② 地域条件に適応した栽培技術の確立や優良種苗の安定生産及び供給に必要な**実証ほの設置**
 - ③ 省力化・低コスト化のための**農業機械等の改良及びリース導入**
 - ④ 上記の取組内容を既存産地で継承、新規産地へ普及させるための**栽培マニュアルの作成**
 - ⑤ **新用途需要に対応する栽培・衛生管理体制の構築**
 - ⑥ 葉たばこの品質向上に資する新たな資材導入の取組
- ※実需者等と連携して複数年かけて計画的に産地形成を進める取組を支援する枠組みを設定
- ※中山間地農業ルネッサンス事業優先枠を設定

<事業の流れ>

定額、1／2以内



民間団体等

<事業イメージ>

現状・課題

- ・ 工芸作物は、中山間地域の農業振興のみならず、地域経済の活性化にも貢献してきたが、高齢化や後継者不足等により生産者・生産量は減少傾向。
- ・ 永年性作物は老園化し、生産性の維持・向上のため更新が急務。
- ・ 工芸作物は多種多様であり、栽培技術も地域や作物ごとに異なるが、産地に適した栽培体系が確立していないものが多く、将来的な産地の存続が危惧。
- ・ 専用の農業機械等が少なく手作業が多いため、労働負担が大きい。
- ・ 伝統的用途以外の新たな用途への需要が高まりつつあるが、産地の体制がぜい弱で十分な対応が困難。

具体的取組



機械の改良及びリース導入

永年性作物の改植・新植
《作物例》桑、こうぞ、みつまた、ホップ

技術アドバイザー派遣

実証ほの設
置

栽培マニュアルの作成

新用途需要に対応した
栽培・衛生管理体制の構築

【お問い合わせ先】農産局果樹・茶グループ（03-6744-2512）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち
特用林産振興施設等の整備（拡充）

【令和8年度予算概算決定額 7,995（前年度7,033）百万円の内数】

<対策のポイント>

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

<事業の内容>

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

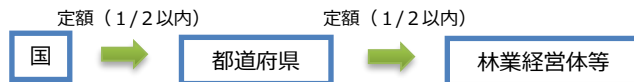
特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

また、支援にあたり、**地震等自然災害への対策として、耐震施設の整備や止水板の設置等、園芸施設共済等の加入に取り組む事業者への優先採択（ポイント化）**を設定します。

<事業実施主体>

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



人工ほだ場の整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

拡充内容

- 令和6年能登半島地震により、特用林産物関連施設に甚大な被害が発生し、**災害に強い施設整備の実施が急務**
- 国内での**安定的なきのこの生産体制の構築**のためにも、特に**菌床きのこの栽培施設の耐震補強が重要**



【菌床栽培棚の倒壊等（地震）】 【菌床栽培施設に浸水・土砂流入（豪雨）】

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）